

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	経済戦略局 文化部 文化課 (06-6469-5173)
処分担当名	サントリーパブリシティサービスグループ (中央公会堂指定管理者)
処分の名称	大阪市中央公会堂の利用料の減免
概 要	大阪市中央公会堂利用料金の減免にかかる審査基準です。
根拠法令等 及び条項	大阪市公会堂条例第8条第8項 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	<p>利用料金の減免の基準は、条例第8条第8項に基づき、具体内容を「大阪市中央公会堂における管理運営業務に関する要綱」に定めています。具体内容は次のとおりです。</p> <p>要綱第4条 (利用料金の減額)</p> <p>使用者が別紙第3「中央公会堂利用料金減免願」を公会堂に提出した場合において、指定管理者は、次に掲げる事項に該当する場合において、条例第8条第8項に基づき、算出された利用料金の金額を2割減額することができる。なお、同条第8項第3号に該当する場合は、次に記載した事項であり、事前に経済戦略局長と指定管理者とで協議の上決定する。</p> <p>(1) 公会堂の知名度の向上及び稼働率の向上につながるものと経済戦略局長が認めた指定管理者の自主事業で使用する場合</p> <p>(2) その他経済戦略局長が特に必要と認めた場合</p> <p>同第5条 使用者が別紙3「中央公会堂利用料金減免願」を公会堂に提出した場合において、前条の規定にかかわらず経済戦略局長が公益上の必要その他特別の事由があると認める時は、指定管理者は、条例第8条に基づき、算出された利用料金の全額を免除することができる。</p>
標準処理期間	7日
経由日数	3日
提出先	大阪市中央公会堂
提出時期	随時
提出方法	中央公会堂利用料金減免願を公会堂へ提出
手数料	-
相談窓口	大阪市中央公会堂
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000515661.html">https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000515661.html</a>
備 考	